

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

申請人

①

下記によって農地を転用したいので農地法第4条第1項の規定によって許可を申請します。

1 申請人の住所等	住 所						職業	年令				
	市 町 村			番 地								
	県 郡			番 号								
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在			地 目		面積 (㎡)	利用状況	10アール当り普通収穫高	耕作者氏名	市街化区域、市街化調整区域の別、およびその他参考となるべき事項		
	市町村	大字	字	地番	登記簿						現況	
計 ㎡ (田 ㎡、畑 ㎡)												
3 転用計画	(1) 転用の目的				(2) 転用の詳細							
	1 一般住宅											
	2 農家住宅											
	3 その他 ()											
	(3) 事業の除染期間または施設の利用期間				年 月 から 年間							
	(4) 転用の時期および転用の目的に係る事業または施設の概要											
	工事計画	第1期 (着工 年月～年月)			第2期 (着工 年月～年月)			合計			申請人訂正欄 字 抹 消 字 そう入 漢数字を使用する 申請人印 担当者確認欄 字 抹 消 字 そう入 申請人は記入しない 許可権者訂正欄 字 抹 消 字 そう入 申請人は記入しない 平成 年 月 日 訂正、再交付	
		名称	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積	所要面積	棟数	建築面積		所要面積
		土地造成										
		建築物										
		工作物										
	計											
4 資金調達計画												
5 転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の除去防除施設の概要												
6 その他参考となるべき事項												
<p>沖縄県指令農第 号</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">上記申請については、別添の条件を附して許可します。</p>												
【注意事項】 【教示】 裏面を読んでください。												

様式第15号（知事許可）

【許可条件】

- 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
- 2-1 許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了報告書を関係市町村農業委員会を經由して知事あて提出すること（完了状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。）。
なお、許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告すること。
- 2-2 本件許可の日又は施設の利用開始日から3か月後及びその後6ヶ月後に本件許可地の事業遂行状況を関係市町村農業委員会を經由して知事あて報告すること（利用状況を示す写真及び同写真の撮影方向を示す図面並びに本件許可書の写しを添付すること。）
- 2-3 許可期間は、許可の日から平成 年 月末日までとし、期間内に農地へ復元すること。
- 3 地目変更の登記は、関係市町村農業委員会が利用の状況を適当と認めて発行する現況証明によること。

（注意）許可条件等については、許可権者以外加筆しないで下さい。

【注意事項】

許可条件に違反した場合（許可に係る土地を申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときなど）及び農地法第51条第1項の規定により必要と認めるときはその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復の措置等を講ずべきことを命ずることがあります。

【教示】 2ha以下

- 1 この処分不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、沖縄県知事に異議申立書（同法第48条において準用する同法第15条第1項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）を提出して異議申立てをすることができます。（なお、処分があったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過したときは、異議申立てをすることはできません。）
ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、農地法（昭和27年法律第229号）第53条第2項の規定により、この処分があったことを知った日から60日以内（処分があったことを知った日の翌日から起算します。）に、公害等調整委員会に裁定申請書（鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第25条の2第2項各号に掲げる事項を記載しなければなりません。）正副2通を提出して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、沖縄県を被告として（訴訟において県を代表する者は知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）
- 3 この処分の取消しの訴えは、農地法第54条第1項の規定により、この処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 異議申立てがあった日から3か月を経過しても決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

【記載要領】

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 関係者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載してください。
- 3 「利用状況」欄には、田にあっては二毛作又は一毛作の別、畑にあっては普通畑、果樹園、桑園、茶園、牧草畑又はその他の別を記載してください。
- 4 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 5 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 6 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。
- 7 「2許可を受けようとする土地の所在等」については、「地番」及び「面積」は訂正できません。